

令和2年度 入札監視委員会議事概要

防衛装備庁千歳試験場

開催日及び場所	令和2年9月28日(月) 陸上自衛隊札幌駐屯地援護隊舎2F第2教場
委員	阿座上 洋吉(経営学者) 大浦 崇志(公認会計士) 神谷 奈保子(大学客員教授) 菊地 均(大学名誉教授) 津田 秀太郎(弁護士) <span style="float: right;">(50音順)</span>

防衛省発注機関が締結する契約(建設工事等を除く。)に関する審議

審議対象期間	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日
審議対象件数	157件

1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	4件	(審議概要) 1 契約状況の説明 2 抽出事案の概要説明 3 抽出事案の審議
一般競争契約	0件	
指名競争契約	0件	
随意契約	4件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p><b>【抽出案件】</b></p> <p>① [守衛業務に係る役務作業]</p> <p>・平成30年度までは一般競争に複数者が応札していたが、令和元年度は1者のみ応札したということか。</p> <p>・再公告の入札の結果、商議に移行し契約に至っているが、契約金額が予定価格と同一になっているのは何故か。</p> <p>・再公告した積算価格は、前年度からの賃金上昇率を考慮しているが、賃金上昇率の根拠は何か。</p>	<p>・本件は、初度公告に6者が応札したものの、落札に至らず再公告により入札を実施した結果、1者のみ応札となった。</p> <p>・初度公告で入札及び商議で契約に至らなかった後に商議を行ったA者から聞き取りを行い、積算価格の再算定を行った。再算定した積算価格と最低商議価格を比較した結果、最低商議価格が廉価だったため、最低商議価格を予定価格とした。</p> <p>再公告で2回入札したが落札に至らず、A者と商議に移行し、初度公告の際の最低商議価格をA者が提示したため、予定価格と契約金額が同一となった。</p> <p>・国土交通省が毎年作成している建築保全業務労務単価の、平成30年度から平成31(令和元)年度にかけての賃金上昇率である。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p>	<p>・初度公告に向けた積算価格を参考比較しているが、この金額の積算根拠は何か。 各算定金額に開差があることから、どのように算定されているのか。</p> <p>② [○リング他14品目]</p> <p>・本件は、公募した上で、結果的にB者しか応募していないが、特殊な物品なのか。</p> <p>・代理店であるB者しか応募がないと考えられるが、公募を実施する必要があるのか。</p> <p>・予定価格の算定方法について説明されたい。</p> <p>③ [二酸化炭素貯蔵容器等の交換作業]</p> <p>・一般競争入札3者応札から契約相手方に決定した経緯を説明されたい。</p> <p>・予定価格算定に用いている労務単価はどのように算定したのか。</p> <p>・運搬費に関してはどのように算定したのか。</p>	<p>・国土交通省の建築保全業務積算要領に基づき、市場価格方式で積算したものである。 過去の落札結果を鑑みて、当該積算価格が予定価格となるような入札ではないことから、初度入札の際の最低商議価格を予定価格とした。 よって過去の契約実績、市場価格、初度入札の際の最低商議価格、再算定した積算価格を比較検討の上、予定価格を算定している。</p> <p>・本件は、C社製の製品であり、B者はC社製製品の北海道唯一の代理店になっており、B者しか応募がなかったと思われる。</p> <p>・B者しかいないと思われるが、他にいないとも判断できないため、公募を実施し広く業者を募っている。</p> <p>・防衛装備庁内の類似契約における参考見積価格と落札金額との率（値引率）を採用して、本件B者の参考見積価格に乗じて積算している。</p> <p>・本件は、一般競争入札を実施し、3者が応札したが、落札に至らず、入札2回目の最低入札価格と予定価格との乖離が僅差であったため、最低入札価格を提示したD者と商議に移行し、契約に至った。</p> <p>・建設物価に基づく労務単価を使用している。</p> <p>・参考見積業者に運搬費の聞き取りを行ったが、特殊な運搬であり、市場価格の確認ができなかったため、参考見積価格を採用した。</p>

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	④ [電気の供給] ・契約相手方に決定した経緯を説明されたい。	<p>・本件については、3月中旬に入札を予定していたところ、入札直前になり、前年度契約業者（E者）から新電力業者への電気の供給を受けるための切り替え手続きに約8週間を要することが分かり、履行開始時期（平成31年4月1日）までに、E者以外の電力を供給することは不可能であることが判明した。</p> <p>更に、環境省指針に準拠した前年度の再生可能エネルギーの導入状況等による入札参加条件に、E者が適合しないことが判明した。</p> <p>結果、本入札に参加できる業者がいなくなり、公告を中止せざるを得ない状況となった。</p> <p>しかし、新年度から電気が供給されない状況は看過できないことから、最終的に前年度契約業者であるE者のみが、引き続き電力を供給可能な者であるため、やむを得ずE者と随意契約を締結したものである。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	
2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0件	(審議概要) ・なし
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問 ・なし	回答
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	
3. 再苦情処理（再説明請求回答）		
再苦情申立件数 （再説明請求件数）	0件	(審議概要) ・なし
一般競争契約	0件	
指名競争契約	0件	
随意契約	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問 ・なし	回答
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	